

適用条項		特例対象資産	取得時期の要件	具体例	特例割合
条	項・号				
地方税法 第349条の3	第27項	家庭的保育事業の用に供する資産		各事業の認定を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	1/3 (わがまち特例)
	第28項	居宅訪問型保育事業			1/3 (わがまち特例)
	第29項	事業所内保育事業（利用定員が5人以下）			1/3 (わがまち特例)
地方税法附則 第15条	第2項 第1号	汚水又は廃液の処理施設	R4.4.1～R6.3.31	沈殿・浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置など	1/2 (わがまち特例)
	第2項 第5号	下水道除害施設	R4.4.1～R6.3.31	沈殿・浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置など	4/5 (わがまち特例)
	第25項 第1号イ	太陽光発電設備 (※再生可能エネルギー発電設備(注1))	R2.4.1～R6.3.31	太陽光発電設備（認定発電設備以外で出力が1000Kw未満）	最初の3年度分 2/3 (わがまち特例)
	第25項 第2号イ			太陽光発電設備（認定発電設備以外で出力が1000Kw以上）	最初の3年度分 3/4 (わがまち特例)
	第32項	企業主導型保育園事業の用に供する資産	H29.4.1～R6.3.31	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が一定の保育に係る施設を設置する場合、当該施設の用に供する資産	最初の5年度分 1/3 (わがまち特例)
第45項	先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等(注2)	R5.4.1～R7.3.31	機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備	賃上げ表明なし： 3年度分1/2 賃上げ表明あり： 4年度又は5年度分 1/3	
地方税法附則 第64条		先端設備導入計画に基づき取得した生産性向上に資する資産(注2)	R3.4.1～R5.3.31	事業の用に供する家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物	最初の3年度分 ゼロ (わがまち特例)

適用条項は令和5年7月時点のものを適用

(注1) 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置は風力、水力、地熱、バイオマス発電設備についても特例規定があります。太陽光発電設備に係る課税標準については、成田市ホームページ償却資産に対する課税標準の特例(例1)をご覧ください。

(注2) 詳細は成田市ホームページ償却資産に対する課税標準の特例(例2)をご覧ください。